土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、土庄町内に移住しようとする者の住宅の賃借に係る費用に対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　移住者　小豆郡外に３年以上在住した後、進学又は転勤以外の目的で小豆郡内に転入し、土庄町に住民票の登録がある者をいう。

（２）　定住　転入後、町内に永住し、又は相当期間生活の本拠地を置くこと。

（３）　民間賃貸住宅　移住者が建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅であって、公営住宅、その他公的賃貸住宅並びに勤務事務所の官舎、社宅、事業所の寮、３親等以内の親族が所有する住宅を除くものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす移住者とする。

（１）　町内に定住する意思があること。

（２）　土庄町に住民登録をした時点の年齢が満６５歳未満であること。

（３）　補助金の申請時に世帯の構成員（当該補助対象者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。）の１名以上が就労していること。

（４）　本人が契約者となって、賃貸借契約により民間賃貸住宅を賃借していること。

（５）　生活保護法(昭和２５年法律第１４４号)に規定する生活保護受給世帯、その他の公的家賃補助を受けていないこと。

（６）　日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和２６年政令第３１９号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。

（７）　世帯構成員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員がいないこと。

（８）　世帯構成員が町税その他町に納付すべき金銭を滞納していないこと。

（９）　世帯構成員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（１０）　移住者を含む世帯員全員が、土庄町東京圏ＵＩＪターン移住支援事業補助金交付要綱（令和元年土庄町告示第６５号）に規定する土庄町東京圏ＵＩＪターン移住支援事業補助金の交付を受けていないこと。

（１１）　移住者を含む世帯員全員が、土庄町結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和３年土庄町告示第２９号）に規定する土庄町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けていないこと。ただし、当該補助金の交付の対象となった経費が本要綱に基づく補助金の交付の対象となる経費と重複しない場合を除く。

（１２）　当該補助金に類する他の補助金で、町長が指定する補助金の交付を受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず、企業等の人事異動等により町内に定住しないことが明らかであると町長が認める者は、補助金の交付対象としないことができる。

（補助金の交付）

第４条　町長は、補助対象者に対し、別表に掲げるところにより、賃貸住宅家賃補助金及び賃貸住宅初期費用補助金（以下「賃貸住宅家賃等補助金」という。）を交付する。

２　各年度の補助対象期間は、前年度の１月分から当該年度の１２月分までとする。

３　補助対象者が本町に転入した日の属する月の翌月から補助金の交付申請をした日の属する月までに支払を完了した家賃についても、補助金の交付申請をした補助対象期間内に支払を完了した家賃に限り、賃貸住宅家賃補助金の対象とすることができる。

４　補助対象者が交付申請前に支払を完了した住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用も住宅初期費用補助金の対象とすることができる。ただし、本町に転入した日の属する月の翌月から起算して２４か月目までに補助金の交付申請をした場合に限る。

（交付の申請）

第５条　賃貸住宅家賃等補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて町長に提出しなければならない。

（１）　住民票謄本（続柄及び世帯主の記載されたもの）
（２）　申請者の戸籍の附票（初年度に限り、日本国籍を有する場合において提出する。）
（３）　民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
（４）　民間賃貸住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額及びその内容が確認できる書類の写し（初期費用については、初年度に限る。）
（５）　土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金誓約書（様式第２号）
（６）　市町村税の納税証明書（前年度のもの）
（７）　在職及び住宅手当支給証明書（様式第１号別紙。ただし、個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書又は所得税の青色申告承認申請書の写し）
（８）　その他、町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知する。

２　町長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

３　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきでないものと認めたときは、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金不交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第７条　前条第１項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じたときは、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金変更申請書（様式第６号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項に規定する申請により補助金の額又は補助金の交付期間を変更することと決定したときは、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金変更交付決定通知書（様式第７号）により当該交付決定者に通知するものとする。

３　町長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

（実績報告等）

第８条　交付決定者は、原則として各年度２回、次に掲げる期限までに土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金実績報告書（様式第８号）に土庄町移住定住促進

賃貸住宅家賃等補助金請求書（様式第９号）その他関係書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、町長の承認を受けなければならない。

（１）　交付決定期間の１月分から６月分まで　　７月２０日

（２）　交付決定期間の７月分から１２月分まで　１月２０日

（額の確定及び支払）

第９条　町長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて聞き取り等を行い、補助金の交付の決定の内容（第７条第２項の規定に基づく決定をした場合は、その決定した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金の額の確定通知書（様式第１０号）により交付決定者に通知し、その者の指定する金融機関に振り込む方法により、交付決定者に補助金を支払うものとする。

（更新交付の申請等）

第１０条　翌年度以降も引き続き賃貸住宅家賃補助の交付を受けようとする者は、毎年６月３０日までに土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付申請書【更新】（様式第３号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

２　前項の規定による更新の申請があった場合の手続については、第６条から第９条までの規定を準用する。

（交付決定の取消し等）

第１１条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付決定取消等通知書（様式第１１号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）　偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明したとき。

（２）　第３条第１項各号に掲げる要件を満たさないことが判明したとき。

（３）　第３条第２項の規定に該当すると認めたとき。

（４）　賃貸借契約を解除し、町外へ転出したとき。

（５）　その他町長が必要と認めたとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

３　町長は、前２項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則(平成２８年４月１８日訓令第２９号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則(平成２８年５月２０日訓令第３７号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則(平成３０年２月２７日訓令第８号)抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則(令和２年４月２８日訓令第２５号)

この訓令は、公表の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際、改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第３条及び第５条の規定については、令和６年１２月１日以降に小豆郡内転入した者に対し適用し、同年１１月３０日以前に転入した者については、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

区分	内容
賃貸住宅家賃補助金	民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。）から住宅手当等住宅について事業主が従業員に対して支給する住宅に関する全ての手当を差し引いた額の２分の１（千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）と２万円のどちらか低い額とし、転入した日の属する月の翌月から起算して２４か月目までを対象とする。ただし、申請者が小豆島町からの移住者であるときは、土庄町に転入した日の属する月に支払う家賃から対象とし、小豆郡内に転入した日の属する月の翌月から起算して 24 か月目までを対象とする。
賃貸住宅初期費用補助金	民間賃貸住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用（礼金、不動産取引手数料（仲介手数料）及び家賃支払保証料）の合計額からこれらの額にかかる事業主が従業員に対して支給する手当を差し引いた額の２分の１（千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）と６万円のどちらか低い額とする。ただし、１回に限り交付するものとし、小豆島町からの移住者は対象外とする。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

土庄町長　様

申請者　住所
氏名
電話番号（　　）　　－
※署名又は記名押印

年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付申請書

土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、本申請の審査を受けるに当たり、土庄町が世帯構成員の町税及びその他土庄町に納付すべき金銭の納付状況を調査することを承諾します。

１　交付申請額　①　　円×　　か月+②　　円＝　　円

２　交付申請額算定内訳

家賃	補助対象経費（月額）	円（管理費、共益費、駐車場料等及び住宅手当を除く。）		
	①補助額（月額） ※上限額２万円	補助対象経費×１／２＝　　円（千円未満切り捨て）		
初期費用	補助対象経費	円	内訳	礼　　金：　　円 不動産取引（仲介）手数料：　　円 家賃支払保証料：　　円
	②補助額 ※上限額６万円	補助対象経費×１／２＝　　円（千円未満切り捨て）		

３　その他

転入年月日	年　　月　　日	勤務先	所在地： 名称：
転入前住所及び３年間の状況	前住所： （　　年　　月～　　年　　月まで在住）		

	氏名	続柄	生年月日	年齢
世帯構成員の概要		本人	年　　月　　日	歳
			年　　月　　日	歳
			年　　月　　日	歳
			年　　月　　日	歳
			年　　月　　日	歳

他の公的制度による家賃助成等	１　受けていない　　２　受けている
添付書類	□住民票謄本（続柄及び世帯主の記載されたもの） □申請者の戸籍の附票（※日本国籍を有する場合） □民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し □民間賃貸住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額及びその内容が確認できる書類の写し □土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金誓約書（様式第２号） □市町村税の納税証明書（前年度のもの） □在職及び住宅手当支給証明書（様式第１号別紙。ただし、個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書又は所得税の青色申告承認申請書の写し） □その他町長が必要と認める書類

様式第１号別紙

年　　月　　日

土庄町長　様

所在地

事業者名　　㊞

代表者名
電話番号
担当者

在職及び住宅手当支給証明書

次のとおり在職及び住宅手当の支給状況について証明します。

勤務者名			
勤務者住所			
勤務先所在地			
勤務先電話番号			
人事異動による 転出の予定	☐ 転出の予定はない ☐ いずれ転出することが明らかである		
住宅手当に相当する 手当の支給（負担）状況	☐ 有 ☐ 無	有の場合	年　　月現在 住宅手当（月額）＿＿＿＿＿＿円
賃貸住宅契約時に係る 初期費用に対する手当の 支給（負担）状況	☐ 有 ☐ 無	有の場合	初期費用に対する手当の支給（負担）額 ＿＿＿＿＿＿円

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

土庄町長　様

申請者　住所

氏名

電話番号（　　）　　－

年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金誓約書

私は、　　年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金の申請にあたり、次の事項を厳守履行することを誓約いたします。

１　申請の時点において、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱第３条第１項各号に掲げる全ての要件を満たしています。

２　土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱第３条第１項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、ただちに土庄町に申し出ます。

様式第３号（第１０条関係）

年　　月　　日

土庄町長　様

申請者　住所
氏名
電話番号（　　）　　－
※署名又は記名押印

年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付申請書【更新】

土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱第１０条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。
なお、本申請の審査を受けるに当たり、土庄町が世帯構成員の町税及びその他土庄町に納付すべき金銭の納付状況を調査することを承諾します。

１　交付申請額　　①＿＿＿＿＿＿円×　　か月＝＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　交付申請額算定内訳

家賃	補助対象経費（月額）	＿＿＿＿＿＿円（管理費、共益費、駐車場料等及び住宅手当を除く。）
	①補助額（月額） ※上限額２万円	補助対象経費×１／２＝＿＿＿＿＿＿円（千円未満切り捨て）

３　その他

賃貸住宅契約内容	前年度の申請内容から １　変更なし　　２　変更あり⇒右欄記入	変更内容	
勤務先	前年度の申請内容から １　変更なし　　２　変更あり⇒右欄記入	所在地： 名称：	
世帯構成員の概要	前年度の申請内容から １　変更なし　　２　変更あり⇒右欄記入	変更内容	
他の公的制度による家賃助成等		１　受けていない　　２　受けている	
添付書類	□住民票謄本（続柄及び世帯主の記載されたもの） □土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金誓約書（様式第２号） □町税に滞納が無いことを証明する書類（申請時点で取得できる最新のもの） □民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（前年度と変更がある場合のみ） □その他町長が必要と認める書類		

様式第４号（第６条関係）

年　　月　　日

（申請者の氏名）　様

土庄町長　　印

年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金について、次のとおり交付することを決定したので、第６条第１項の規定により通知します。

１　交付決定額（ア）＋（イ）　　円

【内訳】

（ア）住宅家賃補助金　　円×　　か月＝　　円

（対象期間：　　年　　月分　～　　年　　月分家賃）

（イ）住宅初期費用補助金　　円

２　補助金の交付条件

・　交付決定者は、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に従わなければならない。

・　交付決定者に支払う補助金の額は、実績報告書を交付要綱に基づき審査した上で確定させるものとする。

（注）土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱第６条第２項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

（申請者の氏名）　様

土庄町長　　印

土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった　　年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金について、次のとおり交付しないことを決定したので、第６条第３項の規定により通知します。

交付しないことを決定した理由

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

土庄町長　様

申請者　住所
氏名
電話番号（　　）　　－

年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金変更申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった　　年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金について、内容を一部変更する必要があるので、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱第７条第１項の規定により、次のとおり申請します。

１　変更年月日	年　　月　　日
２　変更の内容	
３　変更を必要とする理由	
４　交付決定額	円
５　変更後交付申請額	円
６　添付書類	□変更前の住宅の賃貸借契約書の写し □変更後の住宅の賃貸借契約書の写し □その他変更の内容がわかる資料等 （　　）

様式第７号（第７条関係）

年　　月　　日

（申請者の氏名）　様

土庄町長　　印

年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった　　年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金については、次のとおり変更承認することに決定したので、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

１　変更交付決定額　　円

（本変更承認前の交付決定額　　円）

【内訳】

２　その他の変更承認内容

３　補助金の交付条件

・　交付決定者は、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に従わなければならない。

・　交付決定者に支払う補助金の額は、実績報告書を交付要綱に基づき審査した上で確定させるものとする。

様式第８号（第８条関係）

年　　月　　日

土庄町長　様

申請者　住所

氏名

電話番号（　　）　　－

年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった　　年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金について、家賃等の支払いが完了しましたので、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱第８条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　交付決定額		円
２　交付決定期間		年　　月　～　　年　　月
３　実績報告期間		年　　月　～　　年　　月
４　実績報告額①＋②		円
【内訳】	①住宅家賃支払額	円
	②住宅初期費用支払額	円
５　添付書類		□土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金請求書（様式第９号） □家賃及び初期費用の支払いが完了したことを証明する書類の写し □その他町長が必要と認める書類

様式第９号（第８条関係）

年　　月　　日

土庄町長　様

申請者　住所

氏名

電話番号（　　）　　－

年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金請求書

土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱第８条第１項の規定により、次のとおり請求します。

１　請求額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　振込先

金融機関名	銀行・金庫・ 農協・漁協						本店・支店・ 支所・出張所		
口座種目	□普通 □当座 □その他 （　　）	口座番号							
口座名義人	(フリガナ)								

様式第１０号（第９条関係）

年　　月　　日

（申請者の氏名）　様

土庄町長　　印

年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金の額の確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった　　年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金の額を、土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

補助金確定額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

【内訳】

様式第１１号（第１１条関係）

年　　月　　日

（申請者の氏名）　様

土庄町長　　印

土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付決定取消等通知書

年　　月　　日付けで交付決定のあった　　年度土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金について、次のとおり取消し又は変更することとします。

１　取消又は変更の内容

２　取消又は変更の理由